東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属グローバルコミュニケーション研究センターに置かれる部門の組織を定める内規

平成２４年　４月　１日　制定
平成３１年　４月１８日　改正
令和　２年　９月１７日　改正

（目的）
第１条　この内規は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属グローバルコミュニケーション研究センター規則第６条第３項に基づき、グローバルコミュニケーション研究センター（以下「センター」という。）に置かれる部門の組織を定めるものとする。
（部門）
第２条　センターに、次に掲げる部門を置く。

教育プログラム開発実施部門
教育プログラム連携実施部門
カリキュラム研究部門
ファカルティ・ディヴェロップメント部門
日本語教育開発実施部門
社会連携部門

（プログラム）
第３条　次の各号に掲げる部門に、当該各号に定めるプログラムを置く。
（１）教育プログラム開発実施部門
Active Learning of English for Science Students (ALESS)
Active Learning of English for Students of the Arts (ALESA)
Fluency-Oriented Workshop　(FLOW)
（２）教育プログラム連携実施部門
Trilingual Program (TLP)
（プログラム運営教員）
第４条　センター長は、センターに所属する教員以外の者を前条各号に定めるプログラムに参加させることができる。
2　前項に定める者は、プログラム運営教員と称する。

附　則
この内規は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成２５年１２月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成２９年２月１６日から施行する。
附　則
この内規は、平成３１年４月１８日から施行する。
附 則

この内規は令和２年９月１７日に施行し、令和２年４月１日から適用する。